

## アジア諸国における商号の保護(その3)(完)

森山義子(編集代表)\*

佐藤力哉(編集代表)\*\*

**抄 録** 会社の名称(商号)は、我が国においては、会社法、不正競争防止法、商標法などによって保護されているといえるが、日本企業の進出が特にめざましいアジア諸国において、会社の名称(商号)に関して、それぞれどのような法規制があり、どのように保護がされているのか。本稿では、前々号及び前号のインド、シンガポール、マレーシア、中国、香港及びミャンマーに引き続き、タイ、ベトナム及びインドネシアの各国における商号に関わる法規制についての情報を提供する。

### 目 次

1. はじめに
2. インド
3. シンガポール
4. マレーシア  
(以上、5月号)
5. 中国
6. 香港
7. ミャンマー  
(以上、6月号)
8. タイ
  - 8.1 概 観
  - 8.2 民商法及び公開会社法による保護
  - 8.3 商標法による保護
  - 8.4 刑法による保護
  - 8.5 パッシングオフによる保護
9. ベトナム
  - 9.1 概 観
  - 9.2 企業法による保護
  - 9.3 知的財産法による「商号」の保護
  - 9.4 知的財産法による商標の保護
10. インドネシア
  - 10.1 概 観
  - 10.2 会社法による保護
  - 10.3 商標法による保護
  - 10.4 その他
11. おわりに  
(以上、本号)

## 8. タイ

### 8.1 概 観

タイは、法体系としては大陸法系に属し、国会の制定する法律以下、政府の制定する政令、各省庁の制定する通達などの諸法令からなる法体系を有する。

タイには非公開会社(Limited Company)と公開会社(Public Limited Company)という2つの種類の株式会社が存在する。公開会社は上場を前提とする会社であるから、日本から出資して設立する場合は、非公開会社を選択することが多い。

会社の名称については、非公開会社は民商法(Civil and Commercial Code)により、公開会社については公開会社法(Public Limited Companies Act)により保護されており、当該名称が商標登録される場合には、商標法(Trade-

\* TMI総合法律事務所 弁護士  
Yoshiko MORIYAMA

\*\* TMI総合法律事務所 弁護士  
Rikiya SATO

mark Act B.E.2534) の保護も受ける。また、明文上の規定はないものの、パッシングオフに基づく保護も裁判例上認められている。

## 8. 2 民商法及び公開会社法による保護

### (1) 商号

タイにおいては、商号 (Name of Company) は、基本定款 (Memorandum of Association) に記載する必要がある (民商法1098条1項、公開会社法18条1項)、会社設立登記により、類似商号を有する会社の設立を阻止できるという保護を受けることとなる。タイでは、商号の予約制度が定められており、使用を希望する商号と同一又は類似する商号が既に登記されていない場合にのみ、その予約及び使用が許可される。

予約は商務省 (Ministry of Commerce) 事業開発局 (Department of Business Development) の定める規則に従って行う<sup>53)</sup>。まず、発起人が希望する商号につき予約申請し、タイ国内全土において同一又は類似する既登記商号がなければ予約が認められる。予約は30日間有効であり、この期間内に当該商号を記載した定款を登記しなければならない。期間が過ぎた場合は、再度予約しなおす必要がある。なお、商号予約はタイ語表記でも予約されるので、タイ語の綴りにも注意する必要がある。

また、商号には会社の種類がわかるよう、非公開会社の場合には「Limited」という文言を商号末尾に使用しなければならない (民商法1098条1項)。公開会社の場合には、タイ語で、商号の頭に「Company」、商号末尾に「Limited Public」を使用するか、又は「PLC」を商号の頭に使用しなければならない、外国語で商号を表記する場合には、「Public Limited Company」と同様の言葉で、省令で定めるものを代わりに使用することができる (公開会社法11条1項)。

### (2) 商号選択に関する制約

前述のとおり、タイ国内で既に登記された商号と同一又は類似の商号は、予約制度に従って申請した段階で使用できないものと判断される。

また、省令により、タイ王国及びロイヤルファミリーに関連する名前等については、商号とすることが禁止されている。

### (3) 第三者により登記された商号への対処

非公開会社の場合、予約制度によって本来認められない同一又は類似の商号につき、誤って登記されてしまった場合、利害関係人は、当該商号の使用の差止及び商号の変更を裁判所に対して求めることができ、また当該商号の使用により損害が生じた場合には、当該損害の賠償を請求することができる (民商法1115条)。

また、商号の所有者は、第三者が何らの権利もなく同一の商号を使用しているとき、当該第三者に対して侵害を停止するよう請求することができ、以後被害が継続するおそれがあれば、裁判所に対して当該商号の使用禁止を命令するよう訴えることができる (同法18条)。

なお、タイは商号につき先願主義を採用しており、非公開会社及び公開会社ともに、第三者が既に登記している商号の有効性を争うことは難しい。もっとも、第三者がもはや当該商号を使用していないような場合には、当該第三者と交渉して、商号登記簿から当該商号を抹消してもらうことは可能である。

## 8. 3 商標法による保護

### (1) 商標

商標法上、商標とは、商標保有者が当該商標を使用する商品を、他者の商品と識別するために商品に関連して使用し又は使用を意図する標章を意味する (商標法4条。タイの商標法上は、サービスを識別するための標章であるサービスマークが別途定義されているが、商標法80条に

より商標に関する規定はサービスマークに準用するとされているため、本項において「商標」という場合、サービスマークも含むものとする。)

商標は、商務省知的財産局 (Department of Intellectual Property) に登録することにより、登録商標として商標法に基づいて保護される (同法44条)。

## (2) 会社名称の商標登録の要否

商号は、基本定款の登記及び会社設立登記により、同一又は類似の商号が第三者によって登記されることはないという保護を受けることができる。しかし、商標登録していない場合、第三者が、当該会社名称やその略称等を商品やサービスの名称として使うことは禁止されず、タイには不正競争防止法もないことから、後述の刑法 (Penal Code)、消費者保護法 (Consumer Protection Act)、民商法、パッシングオフの理論等により限定的な救済手段を得られるのみとなる。タイでは民事手続による保護よりも刑事手続による保護が選択される傾向にあるが、刑法による保護も刑罰が比較的軽く、侵害の抑止力となっているとは言い難い状況である。そのため、商標法に基づいて当該会社名称について排他的な法的保護を受けるためには、商標登録を行うことが推奨される。

## (3) 商標の登録要件

商標は、①「識別力」のある商標、②商標法に基づき禁止されていない商標、③他人が登録した商標と同一又は類似ではない商標という要件を充たすものであれば、登録できる (商標法6条)。

①の「識別力」のある商標とは、公衆又は商品・サービスの消費者にその商標を使用した商品・サービスを他人の商品・サービスと異なると認識させることができる商標であり、商標法

上、(a) 通常の表記によらない (標準文字ではない) 個人名、(b) 特別な態様で表示された法人の名称又は商号、(c) 特定の様態の色彩の組合せ、(d) 創作された語などは識別力があるとされている (同法7条)。なお、上記の(a)又は(b)に該当しない場合であっても、大臣の告示による規則に従って広範に販売又は広告されている商品・サービスに関して商標として使用され、その規則を遵守している証拠がある場合は、その商標は識別力があるとみなされる (同条)。

また、国の紋章等や、公序良俗に反する標章、大臣の告示で定める著名商標と同一の標章、商品の出所に関して公衆を混同させるおそれのある商標に類似する標章等については、登録が拒絶される (同法8条)。

③の類似性については、公的な基準が公表されていないため、個別に判断するほかなく、商務省知的財産局のデータベースにて事前調査を行うことが肝要である。

なお、タイはマドリッドプロトコルに加盟していないが、2015年加盟予定である。

## (4) 第三者に取得された登録商標への対処

使用したい標章等が既に第三者によって商標登録されている場合で、当該登録商標が、①識別力がない場合、②商標法8条に列挙される不登録事由に該当する場合、③他人の商標と類似し、公衆の誤解を招くおそれがある場合には、利害関係人又は登録官は、商標委員会 (Trademark Board) に対して当該登録商標の登録取消を請求することができる (商標法61条)。また、登録商標が公序良俗に反する場合には、何人も登録の取消を求めることができる (同法62条)。登録商標権者が当該登録商標を使用する善意 (bona fide) の意思がなく、実際に善意の使用がなかったか、又は特別な事情による正当な理由なく登録から3年間使用されていない場合にも、利害関係人又は登録官は商標委員会に対し

て登録商標の取消を請求することができる（同法63条）。さらに、商標登録の決定の日から5年以内であれば、利害関係人は、所有者として登録されている者よりも当該商標に関して優先する権利を有していることを証明できるときは、裁判所に当該商標登録の取消を請求することができる（同法67条）。

#### (5) 商標権侵害

商標登録されると、商標権者は当該商標の排他的使用権を取得し、タイ国内で、第三者が、商標権者から使用許諾を受けることなく、商標登録された指定商品・サービスについて、その商標を使用する行為、当該商標を偽造・模倣する行為、偽造・模倣した商標を付した商品を輸入・販売・販売の申出・販売目的で所持する行為は商標権侵害となる（商標法44条参照，108条乃至110条）。

商標権を侵害する行為に対しては、使用の差止及び損害賠償を請求できるとともに（同法46条参照，民商法420条）、当該行為は刑事罰の対象となる（商標法107条乃至116条）。タイ国内で登録された商標を偽造（同一の標章を使用）する行為は、4年以下の自由刑若しくは40万バーツ以下の罰金又はその併科刑（同法108条）、登録商標を模倣（他人の登録商標であると公衆に信じさせる目的で実質的に類似する標章を使用）する行為は、2年以下の自由刑若しくは20万バーツ以下の罰金又はその併科刑（同法109条）となる。

タイでは、知的財産権の専門裁判所として中央知的財産国際貿易裁判所（Central Intellectual Property and International Trade Court）（以下「CIPIT裁判所」という。）が設置されており、知的財産権の侵害案件については、同裁判所が第一審専属管轄裁判所となる。

また、刑事的責任追及の方法として、タイでは、私人による刑事訴追が認められている。す

なわち、知的財産権の権利者は、侵害者に対して刑事責任を追及するため、①自ら直接CIPIT裁判所に訴訟提起する（私人による刑事訴追。その後、刑事裁判原告として訴訟進行する。）か、又は②警察当局に告発し、検察官による起訴を求めるか、という2つの選択肢を有する。

このように、知的財産権を侵害された被害者の救済としては、①民事裁判の提起、②刑事裁判の提起、③警察への告訴（それに引き続く検察官による起訴）という、3つの選択肢があるが、タイでは、民事訴訟はあまり利用されていない。刑事手続が多い理由としては、民事訴訟は判決確定まで長期間かかり、かつ損害賠償額も少額で費用対効果が低いことなどがあげられる。また、私人訴追も権利者の負担が大きいことからあまり利用されておらず、タイにおいて知的財産権の保護を効果的に得るためには、警察・検察と協力し、これらの機関を動かすことが重要である。

#### (6) 著名商標の保護

商標法に基づくものではないが、周知商標の第三者による使用等を防ぐため、商務省知的財産局において、「著名商標登録に関する知的財産局規則」(B.E.2548)に基づいて周知商標の登録を行うことのできる保護システムがある<sup>54)</sup>。この保護システムによる保護を受けるためには、①当該商標に関連する商品やサービスが販売され、宣伝され、又は広く使用されていること、②当該商標が消費者の間で有名で、広く受け入れられていること、という要件を充たすとともにこれらを証明する証拠が必要となる。

もっとも、現在この保護システムは、特許庁審査部と商標委員会、裁判所の間での見解の相違があるため、新規の登録を受け付けていない。最高裁判所の判断が出されれば、再開する可能性がある。

このほかに、周知商標の保護の方法として、

後述のようにパッシングオフによる保護が裁判例上認められている。

## 8. 4 刑法による保護

刑法272条1項は、他人の商品や取引であると公衆を誤信させるために、当該他人の営業に使用される名称等を使用する者に、1年以下の自由刑若しくは2,000バーツ以下の罰金を科し又はそれらを併科するものとしている。

刑法273条及び274条は、世界中のいずれかの国で登録されている商標と同一又は実質的に類似した標章を使用する行為を犯罪として規定する。また、272条乃至274条に基づく侵害品を輸入、譲渡又は販売のために展示する行為等も同様に罰せられる（商標法275条）。

このようにタイ国外で登録された商標を保護する規定も設けられているものの、タイ国内で未登録の商標については、事実上はほとんど保護されていない模様である<sup>55)</sup>。

## 8. 5 パッシングオフによる保護

商標法46条は、未登録商標の保有者によるパッシングオフに基づく権利行使を認めており、刑法271条乃至275条や消費者保護法47条等によってパッシングオフ規制が図られている。刑法273条の国内外の登録商標偽造罪に関して、最高裁判所は、Kipling事件<sup>56)</sup>において、タイ国内において登録されていない商標でも刑法による保護を求めることができると判断した事例もある。

また、一般不法行為規定である民商法420条は広く不法行為を規制しており、裁判例においても、パッシングオフにより損害を被った権利者は、同条に基づき、損害賠償等の民事請求ができると解されている。タイ法において、パッシングオフを定義する明文規定は存在しないが、パッシングオフによる不法行為責任が認められるためには、①権利者の表示等が周知であ

ること、②侵害者の表示が公衆に誤認混同させるほど権利者の表示等に類似していること、③商品・サービスが類似していること、④侵害者が不正の意図を有していること、の主張立証が必要だと解されており、具体的な事情の総合衡量により判断される。パッシングオフが成立する場合には、民商法420条に基づく損害賠償請求のほか、差止請求及び仮差止命令の申立ても可能である。

例えば、最高裁判所は、BMW事件<sup>57)</sup>において、本事件は既にタイ国内にて登録されていた著名商標と同一の表示が、原告の商標登録の指定商品・サービス以外の商品に使用された事件であり、純粋なパッシングオフの事件ではないが、民法421条を根拠に、原告の損害賠償及び「BMW」名称の使用禁止又は被告の名称の変更の請求を認容した。

本項の執筆は、弁護士尾城雅尚、弁理士佐藤俊司及び弁護士松村将生が担当した。

## 9. ベトナム

### 9. 1 概 観

ベトナムは大陸法系に属し、国会の制定する法律以下、政府の制定する政令、各省庁の制定する通達などの諸法令からなる法体系を有する。

ベトナムにおける会社の名称に関しては、会社及び個人事業主を含む「企業」を対象とする法律である企業法（Law on Enterprises, 2006年7月施行）に基づいて登録される「企業名称」の保護と、知的財産法（Intellectual Property Law, 2006年7月施行, 2010年1月改正法施行, 以下「IP法」という。）に基づく適法な事業上の使用を要件とし、登録を要件としない「商号」の保護という、相互に独立した2つの制度が並存する。また、IP法においては、科学技術省（Ministry of Science and Technology）傘下の

国家知的財産庁（National Office of Intellectual Property, 以下「NOIP」という。）への登録を要件とする「商標」の保護に関する規定も設けられている。IP法は、知的財産及び不正競争行為の関連規制を一元的に規定した法律であり、著作、発明、意匠、商標、地理的表示、植物品種に関する権利等の保護規定のほか、営業秘密や不正競争行為等に関する規定も置かれている。

## 9. 2 企業法による保護

### (1) 企業名称

一般に、企業法、2010年第43号政令(No.43/2010/ND-CP, 以下「43号政令」という。)及び2013年第01号通達(No.01/2013/TT-BKHĐT, 以下「01号通達」という。)において、企業登録機関(省又は中央直轄市人民委員会の計画投資局(DPI))に登録された企業名称を「企業名称(Tên doanh nghiệp, Names of Enterprises)」という。

企業名称は企業法上の必要的定款記載事項(同法22条)・企業登録事項(同法25条)であり、企業法による保護を受ける。

### (2) 企業名称の選択に関する制約

企業名称の登録に関する禁止事項・制約事項は、企業法に規定されている(同法31条乃至34条, 43号政令13条乃至16条, 18条, 01号通達13条)。その概要は以下のとおりである。

1) 表記: 企業名称はベトナム語で表示しなければならず、企業形態及び固有名詞からなる(企業法31条1項, 43号政令13条)。企業形態の表示としては、①有限会社(Trách nhiệm hữu hạn, TNHH), ②株式会社(Cổ phần, CP), ③組合(Hợp danh, HD), ④個人企業(Tư nhân, TN)<sup>58)</sup>がある(43号政令13条1項)。

企業は、外国語による企業名称及び企業の略称を定めることができる(企業法33条, 01号通

達13条4項)。外国語による企業名称は、ベトナム語の企業名称を外国語に翻訳したものでなければならないが、固有名詞は翻訳してもしなくてもよい(企業法33条)。例えば、ベトナム語の企業名称が「Công ty TNHH CHIZAI KANRI VIỆT NAM」(知財管理ベトナム有限会社)である場合、外国語の名称(例:「Vietnam CHIZAI KANRI Co. Ltd」), 略称(例:「VCZKR」)も登録することができる。企業の施設、契約書、関係書類、出版物に外国語で企業名称を表記する場合には、ベトナム語で書かれた企業名称よりも小さいフォントで記載されなければならない(同条2項)。

2) 使用禁止名称: 既登録の企業名称と重複し又は誤認を招く名称や、政府機関等の名称、文化、道徳の伝統等に反する語・記号などを使用することは禁止される(企業法32条)。

ここで、既登録の企業名称との誤認を招く名称とは、①ベトナム語で、既存の登録された企業名称と同様に読める場合、②ベトナム語で、既存の登録された企業名称と「&」、「-」の記号又は「及び(and)」の単語のみで区別される場合、③略称が既存の登録された企業名称の略称と同一の場合、④既存の登録された企業名称の外国語名と同一の外国語名の場合、⑤既存の登録された企業名称と数字、序数又はベトナム語のアルファベット文字でのみ区別される場合(例えば、「知財管理ベトナムA有限会社」など。但し、関連企業である場合を除く。), ⑥既存の登録された企業名称の直前に「Tân(新)」の語を置くか、企業名称の直後に「Mới(新)」の語を置いて区別される場合、⑦既存の登録された企業名称と「Miền bắc(北方)」、「Miền nam(南方)」、「Miền trung(中央)」、「Miền tây(西方)」、「Miền đông(東方)」その他同様の語で区別される場合(但し、関連企業である場合を除く。)をいい、ベトナム全土で使用が禁止される(43号政令15条2項, 14条)。

## 本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

以上のほか、保護された他人の工業所有権を侵害する企業名称の登録は禁止される。すなわち、他人がNOIPに登録済みであるなどの保護された商号、商標又は地理的表示を権利者に無断で企業名称の固有名詞部分の構成要素として使用することができない（43号政令17条1項）。

### (3) 第三者により登録された企業名称への対処

#### 1) 民事上の権利行使

既存の企業名称と混同可能性のある名称について、第三者により企業設立登録又は企業名称変更登録の申請が行われた場合やそれが登録されてしまった場合などに、これに対して異議を申し立てる手段も、逆に企業名称を登録済みの企業が第三者によるその名称の無断使用を中止させるための手段もない。

#### 2) 行政制裁としての行政罰及び救済措置

一方、登録された企業名称によって、他人の標章、地理的表示、商号又は意匠が侵害されている場合、科学技術監査機関、市場管理機関（国内商取引において侵害行為が発生した場合）又は税関（侵害品がベトナム国境を超える場合）は、職権又は被侵害企業の申立てにより、行政違反行為の制裁処分として、企業名称の全部の強制的変更又は企業名称の法令違反部分の削除を命じる決定を発する権限を有する。侵害企業が60日以内にこの決定を履行しないときは、この決定を発した機関は、企業登録機関（DPI等）に対し、職権により当該侵害企業の企業登録証明書を回収するよう求めなければならない（2013年99号政令（No.99/2013/ND-CP, 2013年10月施行、以下、「99号政令」という。）11条、15条、31条2項）。

## 9.3 知的財産法による「商号」の保護

### (1) 商号

ベトナムにおける「商号（Tên thương mại, Trade Name）」はIP法上の概念であり、当該

名称を付している事業体を、同一分野及び地域において行動している他の事業体から識別するために事業上使用される組織又は個人の名称をいう。また、ここでの「地域」とは、当該事業体が事業パートナー、顧客又は名声を有する地理的地域をいう（IP法4条21項）。「商号」を登録する制度はなく、「商号」に対する工業所有権は、当該「商号」の適法な使用に基づいて得ることができる（IP法6条3項b号）。

### (2) 保護要件

「商号」は、当該商号を使用する企業を、同一事業分野及び地域で営業する他の企業と識別できる場合に保護される（IP法76条）。同一の「事業」とは、一般的な解釈としての産業分野（例えば、農業、リーガルサービス等の広い範囲）を指すものと解されている。

「商号」は、①固有の名称から構成されていること（但し、使用により広く周知されている場合を除く。）、②同一事業分野及び地域で第三者により先に使用されている商号と同一でなく、又は混同を生じる程度に類似していないこと、及び③当該商号の使用開始日より前から保護されていた第三者の標章又は地理的表示と同一でなく、又は混同を生じる程度に類似していないこと、という条件を満たす場合に識別力を有するものとみなされる（IP法78条）。

### (3) 「商号」に対する侵害

他人が適法に使用している識別力のある「商号」と同一又は類似の商業的表示を、同一又は類似の商品・サービスについて使用し、当該「商号」に基づく事業について混同を生じさせる行為は、「商号」に対する権利侵害とみなされる（IP法129条2項）。自己の「商号」を侵害された場合、IP法に基づき、民事救済（損害賠償、差止、侵害品の廃棄、謝罪等）、刑事救済（侵害行為に対する刑事罰）及び行政救済（警告、罰金、

侵害品の廃棄等)を受けることが可能である。

また、「商号」は「商業的表示 (Commercial Indications)」に含まれるところ、事業組織、事業活動又は商品・サービスの商業的出所について混同を生じさせるような商業的表示の使用、すなわち、商品・サービスやその広告手段に付す行為や、付された商品・サービスを販売、広告、保管又は輸入する行為は、知的財産分野における不正競争行為として禁止される (IP法130条1項a号、2項)。なお、競争法 (Law on Competition, 2005年7月施行) 40条によっても、会社名称の不正な使用行為は、不正競争行為として規制の対象となりうるが、2014年1月現在、同法の不正競争行為規制違反に対する行政制裁の施行細則を定める政令が制定されていないため、実務上、同法による不正競争行為規制は機能していない。

不正競争行為に対する行政救済<sup>59)</sup>としては、経済活動の主体・活動内容、原産地・生産方法・性能・品質・数量などの商品・サービスの特徴若しくは商品・サービスの供給条件を誤認させるような説明を付した商品・サービスの販売・運搬・販売のための保管をした場合、又はこれら行為を他人に発注・割当・委託した場合には、正当な商号使用者の申請に基づいて、所轄の行政当局<sup>60)</sup>が、侵害商品・サービスの価額に応じて区分された警告又は過料のほか、追加的制裁として侵害商品・サービスの取引活動の停止 (1か月以上3か月未満)、回復措置として侵害要素の除去・廃棄、証拠物件又は侵害手段の廃棄、ベトナム領土内からの搬出、企業名称の変更又は侵害要素の削除、違法所得の没収の処分を行う。

商号侵害行為に対する刑事罰としては、営業目的で、「商号」を不法に使用し、その行為についてすでに制裁又は行政処分を受け、又はその違反に関して有罪判決を受け、未だ前科の抹消を受けていないにもかかわらず違反を繰り返

した者は、2,000万ドン以上2億ドン以下の罰金又は2年以下の非拘束矯正刑<sup>61)</sup>に処するものとされ、さらに、犯罪行為が組織的である場合、累犯の場合、又はきわめて重大な被害を惹起した場合には、法定刑が加重されて6か月以上3年以下の懲役に処せられる。これらに加え、1,000万ドン以上1億ドン以下の罰金刑か、又は1年以上5年以下の期間、特定の職務担当や職業に従事することを禁止する処分が付加刑として課せられる (IP法212条、刑法171条)。

ベトナムの現状では、IP法による権利回復を求める場合、裁判所による民事救済は、権利実現まで時間がかかること、知的財産分野の専門的知見・経験を有する裁判官が多いとはいえないことなどの事情により、多くの事案で行政救済が選択されている。

## 9. 4 知的財産法による商標の保護

### (1) 商標

商標とは、「異なる組織又は個人の商品・サービスを識別するために使用される何らかの標識」をいう (IP法4条16項)。商標は、IP法に基づき、NOIPに登録することによって登録商標として保護される。

### (2) 企業名称/商号の商標登録の要否

企業名称及び「商号」は商標として登録することができる (IP法105条、同法108条乃至119条) が、登録しなければならないわけではない。

しかし、商標登録していない場合には、自己の企業名称や「商号」が、第三者の商品やサービスの名称として無断使用された場合の救済手段が限定されるため、企業名称及び「商号」も商標として登録することが望ましい。実際にも、多くの企業が企業名称・「商号」の固有名詞部分や略称などを商標登録している。

但し、商標登録の要件は企業名称や「商号」の要件と異なるため、登録された企業名称や「商



号」が制度上当然に商標として登録できるものではないのはもちろんである。

### (3) 商標の登録要件

商標の登録要件は、以下のとおり、IP法に規定されている。

商標登録の一般的要件は、①1又は複数の色彩により表現された文字、語、絵柄、図形（立体図形を含む。）又はそれらの組み合わせの形態による可視的な標章であること、及び②商標権者の商品・サービスを他人の商品・サービスから識別できること、の2つであり（IP法72条）、また、国旗、著名人の実名など、公共的利益及び消費者保護等の見地から商標として登録できない標章についての規定がある（IP法73条）。

なお、ベトナムもマドリッドプロトコル加盟国である。

### (4) 第三者に取得された登録商標への対処

使用したい標識が既に第三者によって商標登録されている場合で、当該登録商標が上記の登録要件を満たしていない場合（例えば、他人の「商号」と類似の標識で混同を生じさせる場合）には、合法的に商号を使用する者は、「利害関係人」（IP法96条3項）として、登録済みの類似の商標について、登録名義人には商標登録出願する権利がなかったことを理由として（同条1項a号）、NOIPに対し、その商標の無効を請求することができる。無効請求は、登録日から5年の除斥期間にかかる。また、当該商標が正当な理由なく連続して5年以上使用されなかった場合には、NOIPに対し、商標登録の取消を請求することができる（IP法95条1項d号）。

### (5) 商標権侵害

登録商標に類似する標識を、同一、類似又は関連する商品・サービスについて使用することにより、商品・サービスの出所につき混同のお

それを生じさせる行為等、IP法129条1項に規定された行為が商標権者の許可なしに行われたときには、商標権侵害があったものとみなされる。

商標権侵害に対しては、民事救済（損害賠償、差止、侵害品の廃棄、謝罪等）、刑事救済（侵害行為に対する刑事罰）及び行政救済（警告、罰金、侵害品の廃棄等）を求めることができる。

商標権侵害に対する行政制裁（99号政令11条）として、営利目的で商標権侵害商品の販売、運搬、展示等を行った場合及びこれらの行為を他人に発注、委託等した場合には、商標権者の申請に基づいて、所轄の行政当局が、警告又は過料、付加的制裁として当該侵害行為にかかる商品・サービスの取引停止（1か月以上3か月以下）の処分が課され、さらに、権利侵害にかかる物の除去・破棄、ベトナム国外への搬出、不正確得利益の返還などの処分が行われる。

商標権侵害に対する刑事罰としては、営業目的で、商標を不法に使用し、その行為についてすでに制裁又は行政処分を受け、又はその違反に関して有罪判決を受け、未だ前科の抹消を受けていないにもかかわらず違反を繰り返した者は、2,000万ドン以上2億ドン以下の罰金又は2年以下の非拘束矯正刑に処するものとされ、さらに、犯罪行為が組織的である場合、累犯の場合、又はきわめて重大な被害を惹起した場合には、法定刑が加重されて6か月以上3年以下となる（IP法212条、刑法171条）。

### (6) 周知商標の保護

ベトナムIP法は、パリ条約6条の2に基づく周知商標の保護制度を置く。IP法75条により、ベトナムの領土全域に亘って広く知られた標章として認められれば、未登録であっても周知商標として保護され（IP法4条20項、政令No.103/2006/ND-CP6条2項）、周知商標に対する侵害行為は知的財産権侵害行為となる（IP法129条

1項d号)。民事訴訟又はNOIPの認定により認められた周知商標は、NOIPによりその一覧表が作成されるものとされるが（通達No.01/2007/TT-BKHHCN 42条4項）、現在まで同表は作成されておらず、同制度が十分活用されているとは言い難い。

本項の執筆は、弁護士小幡葉子、田中美穂、永田有吾が担当し、ホーチミンオフィスのベトナム法弁護士の協力を得た。

## 10. インドネシア

### 10.1 概 観

インドネシアの法体系は大陸法系に属し、現行法上は制定法が主要な法源であるが、一部の地域では、慣習法に基づく土地制度等が現在でも存続していると言われている。また、近年、会社法や投資法などの法改正が進む一方で、民法、商法、民事手続法等の一部の法令については、オランダ統治時代に制定された法典が現在も有効に存続している。インドネシアでは最高裁判所の判例であっても先例拘束性はなく、類似の事案について裁判所によって異なる判断がなされることがあり、判例は法源とはなり得ないと解されている。

インドネシアにおいて商号は主に、会社法（Law No.40 of 2007 on Limited Liability Companies）によって保護されており、商号（又はその略称等）が商標登録される場合には、商標法（Law No.15 of 2001 on Trademark Law）の保護も受ける。

### 10.2 会社法による保護

#### (1) 商 号

インドネシアにおいては、商号（Company's Name）は、会社の設立証書及び定款の必要的記載事項であり（会社法15条1項、及び会社法

の下位規則であり、会社による商号申請手続及び使用について定める政令43号（Government Regulation No.43 of 2011）2条）、会社設立申請時には、使用予定の名称が、後述（2）以下に述べる会社法の規定に抵触することがないかを確認するため、予め法務人権省（Ministry of Law and Human Rights）に対して商号の承認申請を行い（会社法9条2項、政令43号2条）、SABHと呼ばれるシステム（以下「商号検索システム」という。）上で商号審査を受けることとされている。審査の結果、申請した名称の使用が問題なく承認された場合には、同システム上で当該名称が自動的に60日間予約され、申請者はその間に法務人権省に対して、当該名称を商号とする会社の設立承認申請を行う<sup>62)</sup>。法務人権省により設立が承認された場合には、会社の設立登記がなされる。

会社が商号変更を希望する場合の手続も基本的には同じで、予め変更後の名称につき商号検索システム上で商号審査を受けた上で、法務人権省により新名称が承認された場合には、同システム上で当該名称が60日間予約され、会社はその間に株主総会を開催し、商号変更にかかる定款変更を決議し、その後、正式に法務人権省に対して商号変更にかかる定款変更について承認を取得することとされている。

商号には、会社の名称の前に、インドネシア語で会社を意味する「Perseroan Terbatas」又はその略称である「PT」を付さなければならず（会社法16条2項）、加えて公開会社の場合には、名称の後にさらに「Tbk」を付さなければならないこととされている（同条3項）。

#### (2) 商号選択に関する制約

会社法16条1項によれば、①他の会社により適法に使用されている名称又はそれと実質的に同一の名称、②公序良俗に反する名称、③国家机关等と同一又は類似の名称、④会社の設立趣

旨、目的等にそぐわない名称、⑤会社、法人又はパートナーシップを意味する文言を含む名称<sup>63)</sup>等の使用は禁止されている。また、政令43号においては、さらに詳しい規定が置かれており、商号はラテン文字(アルファベット)によって表記されていなければならないこと、数字や意味をなさない文字のみで構成されている名称は禁止されていること<sup>64)</sup>、インドネシアの個人又は法人が100%所有している会社の名称は、インドネシア語で構成されなければならないこと<sup>65)</sup>などが定められている。

上述の会社法16条1項に係る「他の会社により適法に使用されている名称又はそれと実質的に同一の名称」に該当するか否かの調査は、前述のとおり、法務人権省の所管する商号検索システムを使って行われる。商号審査の結果、承認申請した名称が、第三者により既に登録済みの商号と同一のものであると判明した場合には、かかる商号の使用は承認されない。また、申請した名称が既に登録済みの第三者の商号と類似しているか、その一部と同一であることが判明した場合には、法務人権省から、当該名称の使用について第三者から同意を得ることが承認の条件とされる旨の通知を受ける。しかしながら、法務人権省からの通知には、当該第三者の情報として商号しか掲載されていないため、当該第三者を探し当て、同意を取得することは現実的ではない。従って、実務上は、特別な事情がない限り、そのような場合は、希望していた名称の使用を諦め、別の名称を商号申請する例が多い<sup>66)</sup>。

なお、インドネシアにおいては、商号審査及び承認申請実務は、公証人(Notary)しか取り扱うことができないので、当事者が自ら直接申請手続を行うことはできない<sup>67)</sup>。

### (3) 第三者により登録された商号への対処

法務人権省による商号審査は、インドネシア

全土の会社に適用されるものなので、会社の本店所在地のいかんにかかわらず、一旦、法務人権省において承認された商号は、インドネシア全土において、第三者による同一又は実質的に同一の商号の使用を排除する効力を有する。そして、自らが商号として登録することを希望する名称が既に第三者の商号として適法に承認され登録されている場合には、これに対処するための商号登録の抹消請求や異議申立などの制度は存在せず、後述の商標権侵害に基づく対応策を別として、実務上は、当該第三者が任意に商号を変更するか、会社の登録を抹消しない限り、既に登録されている商号と同一又は実質的に同一の名称を商号として登録することはできない。

但し、商号として登録することを希望する名称が第三者の商号として既に登録されている場合であっても、当該商号が前述(2)①乃至⑤の登録禁止商号に該当する場合や、法務人権省から承認を受けた後に自らが申請して登記された商号と同一又は(文字の配列や発音が)類似する商号が、何らかの理由で同時又は事後に第三者によって登録された場合には、第三者による登録がなされたことを知ってから90日以内に、かかる行政庁による登録には会社法及び下位規則の適用の誤りがあるとして、法務人権省法務総局(Directorate General of General Law Administration)を相手として、州の行政裁判所(State Administrative Court)に商号の登録取消を求める行政訴訟を起こすことが認められている(行政裁判所法(Law 5 of 1986 on Administrative Court)15条)。しかしながら、そのような行政訴訟に関する手続を定める下位規則が未だ施行されていないこともあり、実際にはこのような訴訟が提起された例は見受けられない。そのため、このような問題が生じた場合には、実務上、当事者間の協議により解決されるケースがほとんどのようである。

## 10.3 商標法による保護

### (1) 商標

インドネシア商標法上、「商標」とは、当該商品を他の同種の商品から識別するために、個人により若しくは複数の者により共同で又は法人により取引される商品に使用される標章をいい（同法1条2項）、「標章」とは、図形、名称、用語、文字、数字、色の構成又はこれらの構成要素の組合せから成る標識であって、識別力を有し、かつ、商品又はサービスの取引に使用されるものをいう（同条1項）。商標法上は、サービスを識別するための標章であるサービスマークが別途定義されているが、本項において、「商標」という場合、サービスマークも含むものとする。

商標は、法務人権省の知的所有権総局(Trade-mark Office, Directorate General of Intellectual Property Rights)に申請を行い、登録されることにより初めて商標法に基づく保護を受けるものであって、登録がなされない限り、先使用の事実があっても、商標法上、かかる商標が積極的に保護されることはない。

### (2) 会社名称の商標登録の要否

会社の商号は、法務人権省により承認され、会社登記がなされることにより、会社法上、第三者により同一又は実質的に同一の商号が登記されることがないという保護を受ける。従って、これに加えて、商号を商標登録することまでは必須とは言えない。

しかし、商標法上、後述(3)の拒絶理由に該当しない限り、第三者が他の会社の商号（又はその略称等）を商標登録することは禁止されておらず、また、特に当該第三者の商品やサービスの名称として商号（又はその略称等）を使用され、あるいはさらに商標登録がなされてしまうと、ある会社の商号が何ら関係のない第三

者の商品・サービスの名称として使用されることとなり、望ましくない事態が生じる。

そのため、商号につき法務人権省の承認を得るとともに、商号（又はその略称等）について商標登録しておくことが考えられる。

### (3) 商標の登録要件

標章は、①善意（good faith）なしに出願された場合、②法令、宗教規範、公序良俗に反する場合、③識別力がない場合、④既に公共財産とされている場合、⑤指定商品・サービスの説明のみからなる場合、⑥同種の商品・サービスについて登録済みの先行商標と全体又は要部が類似する場合、⑦同種の商品・サービスについて（又は一定の場合には非類似の商品・サービスについても<sup>68)</sup>）先に使用されている周知著名商標と要部又は全体において類似する場合など、商標法4条乃至6条に規定された拒絶理由に該当しない限り、商標として登録される。

なお、第三者の商標出願に異議がある者は、権利付与前に書面により異議申立てを行うことができる（同法24条）。

### (4) 商標権侵害

商標権者は、登録商標と要部又は全体において類似する標章を、登録された指定商品・サービスと類似する商品・サービスに関して不法に使用する者に対して、商務裁判所（Commercial Court）に提訴することによって、損害賠償及び使用差止を求めることができる（商標法76条）。そして、商務裁判所の裁判官は、審理の係属中に、損害の拡大を防止するため、原告の請求に基づき、被告に対して当該標章を使用した商品・サービスの生産、取引等の停止等を命じることができる（同法78条1項）。

### (5) 第三者に取得された登録商標への対処

使用したい標章が既に第三者によって商標登

録されている場合で、当該商標が3年間継続して使用されていない場合や、登録した標章と合致しない標章を使用したり、登録した商品・サービスの種類と一致しない商品・サービスの種類に使用したりされている場合には、第三者は、知的財産総局長又は商務裁判所に対して当該商標の不使用取消訴訟を提起することができる（商標法61条、63条）。

また、当該登録商標が前述の拒絶理由に該当する場合には、利害関係者は、原則としてその登録日から5年以内であれば、商務裁判所に対して商標登録の無効の訴えを提起することができる（同法68条、69条1項、80条）。

なお、2013年12月、インドネシア最高裁判所は、日本企業の商標に関係する訴訟について判断している。日本企業である株式会社モンテローザは、インドネシアへの事業展開にあたり、同社のブランドである「笑笑」(Wara Wara)及び「白木屋」(Shirokiya)がインドネシアにおいて、すでに個人により登録されていたため、当該個人を相手に商標登録の無効の訴えを提起した。最高裁判所は、上記両商標は、登録当時インドネシアにおいては著名ではなかったと判断してモンテローザ社の訴えを棄却した<sup>69)</sup>。

#### (6) 周知商標の保護

前述のとおり、インドネシアにおいては、標章は商標として登録されない限り商標権としては保護されないため、著名な標章 (Well-known Mark) を従前から使用している者であっても、これを無断で使用・登録する者に対して差止及び損害賠償を求め訴訟を提起するためには、原則として、同一又は類似の商品・サービスについて、当該標章を商標登録する必要がある（商標法76条1項）。

これに対して著名な標章を商標登録している場合には、前記(3)⑦により、原則として同種の商品・サービスについて当該商標とその要

部又は全体において同一性を有する標章は登録できないこととされているため、理論的には、著名商標と類似する標章の登録を阻止し、排除することは可能である。

しかし、周知ないし著名商標については、これを第三者がその名称として使用することを禁止する明文規定が置かれていた旧政令 (Government Regulation No.26 of 1998) が改正され、政令43号により置き換えられ、現行令においては禁止規定が削除されてしまったため、インドネシア法上、周知著名な商標を第三者がその商号や商品・サービスの名称として使用することを具体的に阻止するための政令が存在せず、周知著名商標の保護は、いまだ不十分というのが現状である。

また、実際上も、商号審査を所管する当局と商標登録を所管する当局は同じ法務人権省内に属するものの、部署が異なるため連携もなく、商号検索システムによる商号審査の際に、周知著名な登録商標と同一又は要部若しくは全体が同一性を有する名称を商号として登録することを排除する制度が機能していないのが実情である。

## 10. 4 その他

商標権侵害に対しては、以上のほか、民法上の不法行為に関する規定 (民法1365条) に基づく損害賠償請求という救済手段も利用することが可能とされている。しかしながら、商標法に基づく請求は商務裁判所が所管し、より専門的な事件処理がなされることに比べ、民法上の不法行為に基づく請求は通常地方裁判所が所管し、一般的には必ずしも専門的な処理がなされず、審理の期間も長期化されるとのことであり、実際上は、商標権侵害に対して民法上の救済が求められることは稀とのことである。

本項の執筆は、弁護士菊池きよみ、三澤充及

び出田真樹子が担当し、インドネシアの法律事務所Mataram Partners所属のAndi Zulfikar及びDina Karina両弁護士との協力を得た。

## 11. おわりに

以上、5月号、6月号及び本号の3回にわたって、インド、シンガポール、マレーシア、中国、香港、ミャンマー、タイ、ベトナム及びインドネシアの9カ国について、商号及び商標に関する法規制を概観した。

法体系として英米法に属する国、大陸法系に属する国で相違があるほか、同じ法体系に属する場合でも、各国毎にその法規制の在り方は一様ではない。各国毎の法規制を十分に踏まえた対応が望まれる。

### 注 記

- 53) 事業開発局のウェブサイトにおける会社設立手続に関する説明  
[http://www.dbd.go.th/dbdweb\\_en/ewt\\_news.php?nid=3966&filename=index](http://www.dbd.go.th/dbdweb_en/ewt_news.php?nid=3966&filename=index) (Web参照日：2014年2月28日)
- 54) 登録されている具体例は商務省知的財産局にて公開されている。
- 55) 平成19年度経済産業省委託事業知的財産の適切な保護に関する調査研究「東アジア大における不正競争及び原産地等に係る表示に関する法制度の調査研究報告—欧米豪の法制度との対比において—」(2008年)  
<http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/houkokusho.pdf> I-13頁 (Web参照日：2014年2月28日)
- 56) Kiplingというブランドを保有する会社とは無関係の被告人がタイにおいて当該ブランド名を付したバックを販売した事案。Kiplingブランドを保有する会社は、タイ国内で商標登録していなかったが、最高裁は刑法273条に基づき被告人を有罪と判断した。
- 57) 原告は、長年にわたり「BMW」という語をその商号及び商標として使用してきた、極めて著名な自動車メーカーBMW社であり、タイ国内にお

いては、自動車、オートバイ及びその部品を指定商品とする「BMW」の商標登録を有していた。被告は、1996年にパートナーシップの名称として「BMW」をタイ国内で登録し、上記原告登録商標の指定商品外である、消火器、非常灯及び安全装置を含む自己の製品の取引（原告登録商標の指定商品と非類似）において、「BMW」という名称を使用した。かかる事実関係において、原告が、被告による「BMW」という名称の使用差止、損害賠償、名称変更を求めて、民事訴訟を提起した事件である。

- 58) *Tu nhân* (漢字で「私人」とは、法人を設立しない個人による営業をいう (企業法141条)。
- 59) IP法211条3項は、知的財産権に関する不正競争行為を行った組織・個人に対しては競争法令に規定する行政制裁を科すと規定するが、これに該当する規定が制定されていないため、99号政令14条が適用される。
- 60) 商号侵害行為に対する行政制裁は、科学技術監査機関、市場管理機関、税関及び公安の各機関が所管する。
- 61) 刑法31条、定職・住所を有し社会的隔離を不要とする犯罪者に対する社会内処遇で、裁判所の判決により、6か月以上3年以下の期間、勤務先又は居住地地元の機関・組織に監督・教育を委託、家族がこれに協力し、対象者本人は判決で命じられた義務（収入の5ないし20%を国庫に納付するなど）を履行する制度である。
- 62) 法務人権省内のDirectorate General of General Law Administrationに対して申請がなされる。
- 63) 例えば、PT Indosari Corpindo Companyという商号は、Companyが会社を意味し、PTと意味が重複するので、そのような名称は禁止される。
- 64) 但し、例外として、アクロニム（すなわち、PT KSEI PT Kustodian Sentral Efek Indonesia = PT ASKES (ピーティー・アスケズ) のように、頭文字を並べたものが一つの単語として発音可能なもの) を商号として使用することは許容されている (政令43号5条2項・3項)。
- 65) インドネシア人又はインドネシア法人が株式を100%所有している会社においては、例えばPT Indonesia Electronics (Electronicsは英語で電機を意味する) のような名称を使用することはできない (政令43号11条)。
- 66) 法務人権省の商号検索システムは必ずしも正確

性・確実性が担保されているとは言えず、会社法に抵触する名称の使用が認められてしまう場合もあれば、第三者により既に登録されている商号と（一部）同一又は類似の名称の使用が承認される場合もある。例えば、法令上は禁止されている「会社（Company）」という文字を含む商号が承認されている例もあれば、公証人が法務人権省と交渉することにより、何らの条件が付されることなく、類似商号の使用が認められてしまう例もある。

- 67) インドネシアにおける公証人は、公証人法（Law 30 of 2004 on Notary Profession）15条により、法定書面、契約その他法令又は当事者の希望により公正証書として作成されるべき書面の作成、保管、謄本・抄本の発行等の業務を行うことと

されている。商号審査との関係では、会社設立時には設立証書の作成、商号変更時には株主総会決議書の認証業務を公証人が担っているため、商号審査及び承認申請も公証人が行うこととされている。

- 68) この「一定の場合」については政令で規定されるべきものであるところ、現状これを規定する政令は存在しない。
- 69) 2014年2月現在、最高裁判所のウェブサイトでは当該判決文を入手することができていない。以下は本件を伝えるニュースサイトの情報である。  
<http://m.bisnis.com/quick-news/read/20131230/16/194719/sengketa-merek-ma-tolak-kasasi-monteroza>（Web参照日：2014年2月28日）

（原稿受領日 2014年2月12日）

